

## 令和5年度三重県障がい者差別解消支援協議会 概要

日時 令和6年2月13日(火) 10時00分～11時30分  
場所 三重県勤労者福祉会館6階 講堂

### (事項)

- 1 県市町及び当事者団体の相談件数及び具体例について
- 2 処理経過の検証について
- 3 市町の体制整備の状況について
- 4 普及啓発の取組について
- 5 障がい者差別解消啓発推進員の設置について
- 6 障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例の改正について
- 7 「みえ障がい者共生社会づくりプラン-2024年度～2026年度-」(最終案)について
- 8 「第3次三重県手話施策推進計画」(最終案)について

《事務局より、事項1～2、事項3～5、事項6～8について説明》

### 《委員からの主な質問・意見》

・資料2-2のバスの乗降について、相談者が居住する市町と県とで一緒に相談に対応いただけたらいいのではないかと思うが、いかがか。

→(事務局) この相談は県が受けた相談ではなく、市町が受けたものであり、県としても解決策を一緒に考えていた事例である。

・毎回の会議の中で教育関係の相談が多いことが気になっている。相談内容も似通ったものがあるように見受けられる。このような相談を行えている障がい者の保護者は一部ではないか。実際には相談をすることを躊躇している保護者は後ろに数多くいると思われるので、相談事例については、これから子どもを学校に入学させる保護者へも情報提供していく必要がある。

・資料2-2のタクシー運転手の乗降介助の相談については、当方にも相談のあったケースだと思われるが、近年タクシー運転手は高齢の方が多くなっており、(運転手自身にも対応できない理由があると思われるので、)配車時にどのような配慮を望んでいるのかを当事者側もしっかりと伝えていただく必要があると思うし、当方に

相談があった当事者にはそのように助言した。

- ・あるタクシー会社は過去には介護士資格の取得をすすめていたが、やめられているようなので、企業側の事情もあるのではないかと思う。

- ・学校によって対応が違っている。教育委員会に寄せられた相談が共有されているのか。

→（事務局）障がいの種別によるさまざまな相談があり、学校でも工夫しながらさまざまな対応がされていることを再認識させられる。相談事例については、県のホームページでも掲載しており、教育委員会とも連携に努めていきたい。

- ・合理的配慮の提供の義務化については期待している。相談事例をまとめて事業者等に届けていただくことがイメージがわきやすく効果的だと考える。事例をもとに、私のところならこのような対応ができるというアイデアが出てくると思う。

- ・令和5年12月の旅館業法改定により、カスタマーハラスメント、特定の要求を行った人は拒否できる、旅館側を守る法律が改定された。障害者差別解消法の改正と、旅館業法の改正との住み分けについて、現場は混乱していると思われるため、担当部署と連携して取り組みを進めてほしい。

また、白いかごを持っている人が手助けの必要なお客さんであり、声がけが進むようあるスーパーで取り組んでいるところがある。困った人に声かけが進むよう、取組が広まればよい。

- ・障がい者差別解消啓発推進員の訪問実績が多いことに驚いている。私たちが関わっている事業者（障害福祉サービス事業所等）にも訪問してもらえるとありがたい。また、訪問時の事業者の反応はどのような状況か。

→（事務局）まずは、接客機会の多いと思われる事業者を主な対象として訪問している。事業者の反応はさまざまであるが、職員の集まりの場で説明してほしいという事業者もある。合理的配慮の提供が義務化されることにより今後、事業者側の関心も高まってくると考えている。

- ・経営者側としても合理的配慮の義務化に関しての周知の必要性を感じた。

- ・障がい者差別解消啓発推進員の訪問箇所はどのように決めているのか。事業者ごとにまわっているのか、地域ごとにまわっているのか。また、誰に対して説明を行っているのか。

→（事務局）地域的には中勢から、北勢を中心に、接客機会の多いとみられる事業者を中心に主として店長に対して説明を行っている。また、経済4団体には、理事会等で周知をおこなっている。東紀州も何社か訪問した。今後は伊賀地域についても訪問する予定をしている。旅館業法との関係については、医療保健部と連携し、啓発に取り組んでいる。

・精神障がい者が逮捕され、拘留されたことがあった。拘留の間、服薬ができなかったため、拘留後に病院に入院することになった。精神障がい者は服薬が不可欠であることを認識してほしい。相談機関も相談者に寄り添う姿勢を示してほしい。

・広報する際にはチラシを新聞に折り込んだり、マスコミに働きかけたりするなどさまざまな媒体を使って取組を進めてほしい。

・視覚障がい者もスマートフォンを使うことが多いが、音声だけでお金を振り込むことは難しい。どこへ相談したら良いか。

→当事者から事業者にご相談いただくのが良いと思う。合理的配慮の提供が義務化される4月以降はそういった相談も増えると思う。

・車いす利用者の駐車場の確保はされているのだが、車いす利用者は雨天の降車時に傘をさすことができない。県庁には屋根が設置されておらず、雨除けの屋根を設置してほしいと団体からも要望させていただいた。主要駅などでは設置が進んでいるのでよろしくお願ひしたい。

・資料8の地域協議会の設置率について令和8年度は100%を目指すということだが、ここ数年設置が進んでいない。未設置市町の反応はどうか。

→コロナ禍ということもあり、未設置の市町へのアプローチができていなかったが、今年度は未設置の市町をいくつか訪問し、反応としては設置の検討に前向きな感触だった。